

長野県働き方改革・女性活躍推進会議設置要領（案）

（設置目的）

第1条 長時間労働の抑制、休暇の取得促進、多様な働き方の導入等の「働き方改革」及び「職業生活における女性の活躍（以下「女性の活躍」という。）」を推進するため、国、県、経済団体及び労働団体で構成する「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」（以下「会議」という。）を設置し、全県を挙げて、気運の醸成を図るとともに、連携して推進に取り組む。

（協議事項）

第2条 会議での協議事項は次のとおりとする。

- （1）県内企業における労働時間、休日、多様な働き方等労働環境についての現状及び課題の整理
- （2）県内企業における女性の採用、配置・育成、登用等についての現状及び課題の整理
- （3）働き方改革及び女性の活躍推進のための共通テーマや推進方法等に係る事項
- （4）生産性向上、その他働き方改革及び女性の活躍推進に関する事項

（構成団体及び委員）

第3条 会議の構成団体及び委員は次のとおりとする。

構成団体	委員
長野県経営者協会	会長
長野県中小企業団体中央会	会長
長野県商工会議所連合会	会長
長野県商工会連合会	会長
日本労働組合総連合会長野県連合会	会長
長野労働局	労働局長
長野県	知事

※当面の間、長野県経営者協会会長は、地域の金融機関としての立場も兼ねる。

- 2 会議の座長は長野県知事をもって充てる。

（専門部会）

第4条 会議に、専門部会を設置できるものとする。

- 2 専門部会として当面の間、「働き方改革推進部会」及び「女性活躍推進部会」を設置する。
- 3 専門部会の協議事項、構成員等必要事項については別途定める。

（会議の開催）

第5条 会議は座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、非公開とする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、長野労働局及び長野県が共同で担当する。

2 会議の庶務は長野県産業労働部労働雇用課及び県民文化部人権・男女共同参画課が担当する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年2月4日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月15日から施行する。